

国立大学法人京都大学が実施する会議等における飲食費支出基準新旧対照表

改正前	改正後
(前 略) (支出上限額) 第4条 会議等1回当たりの飲食費（消費税及び地方消費税並びにサービス料を含む。）の支出上限額は、1人当たり<u>5千円</u>とする。ただし、複数日にわたる会議等の場合は、各日の飲食費の支出上限額を、1人当たり<u>5千円</u>とする。 (支出手続) 第5条 飲食費の支出を求める教職員（以下「実施責任者」という。）は、会議等の開催前に飲食費支出伺（様式1）を部局等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに<u>第9節</u>から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFO オフィス、監事支援室及び不正防止実施本部事務室並びに各共通事務部をいう。）の長に提出するものとする。ただし、会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記した飲食費支出伺を部局等の長に提出するものとする。 2 } (略) 3 } (後 略) 様式1 } (略) 様式2 }	(支出上限額) 第4条 会議等1回当たりの飲食費（消費税及び地方消費税並びにサービス料を含む。）の支出上限額は、1人当たり<u>1万円</u>とする。ただし、複数日にわたる会議等の場合は、各日の飲食費の支出上限額を、1人当たり<u>1万円</u>とする。 (支出手続) 第5条 飲食費の支出を求める教職員（以下「実施責任者」という。）は、会議等の開催前に飲食費支出伺（様式1）を部局等（各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節及び第8節並びに<u>第8節の3</u>から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。）並びに事務本部の各部、総長オフィス、プロボストオフィス、CFO オフィス、<u>広報室、インスティテューショナル・リサーチ室、国際交流室、監事支援室、不正防止実施本部事務室及び事務改革推進室</u>並びに各共通事務部をいう。）の長に提出するものとする。ただし、会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記した飲食費支出伺を部局等の長に提出するものとする。 2 } (同 左) 3 } 附 則（令和7年3月総長裁定） この基準は、令和7年4月1日から施行する。 様式1 (別 添) 様式2 (同 左)

部局等の長 殿

飲 食 費 支 出 伺

下記の通り、飲食費の支出を要する会議を開催したいので、承認願います。

記

会議等の名称			
実施責任者 所属・職・氏名			
飲食物の提供 を 必要とする理由			
実施予定日時	自 年 月 日 午前・午後 時 分 至 年 月 日 午前・午後 時 分		
実施予定場所			
適用基準 (第3条関係)	☐ ① 学内で行われる会合等 ☐ ④ 入学試験業務等 ☐ ② 立食パーティー ☐ ⑤ 顕彰・表彰等 ☐ ③ ①～②以外の会議等 ☐ ⑥ ①～⑤以外の会議等		
提供する飲食物			
参加予定者	学外者 名 学内者 名 計 名		
支出予定財源			
支出予定金額	円 (一人当たりの金額 円)		
特別に承認を 求める事項	☐ 非該当 ☐ 第3条第2項に掲げる以外の会議等における提供 ☐ 第3条第2項に掲げる以外の飲食物の提供 ☐ 本学教職員のみが参加する会議等での提供(第3条第3項関連) ☐ 酒類の提供(第3条第4項関連) ☐ 第4条に定める基準単価を超える飲食物の提供 ☐ その他 () (上記に係る承認を必要とする理由)		

※ 該当する口には、チェック(✓)を記入してください。

※ 「上記に係る承認を必要とする理由」の欄には、承認を求める事項毎にその必要理由を記載してください。

(記載要領)

- (1) 飲食費の支出を要する会議等を開催しようとするときは、会議等の開催前に、この様式に必要な事項を記入の上、部局等の長の承認を得てください。
- (2) 会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記(別紙可)して、部局等の長に提出してください。
- (3) 会議等の名称は、実際に開催される会議等の名称を記載してください。
- (4) 飲食物の提供を必要とする理由については、会議の進行において飲食物を提供しその費用を支出せざるを得ない事情等を詳細に記載してください。
- (5) 実施予定日時は、飲食物の提供を行う日時ではなく、会議等の開始予定日時及び終了予定日時を記載してください。
- (6) 実施予定場所は、学内の場合は、建物の名称、階数、室名等を記載してください。学外の場合は、実施予定場所の所在地、名称及び連絡先等を記載してください。

また、実施予定場所において他の事業者等から飲食物の供給を受ける場合には、その事業者等の所在地、名称及び連絡先等を記載してください。
- (7) 適用基準は、飲食を提供する会議等が、支出基準第3条のうちの該当する基準にチェック(✓)を記入してください。
- (8) 会議等の参加予定者があらかじめ決まっている場合には、該当する人数を記載のうえ、参加者名簿等を添えて提出してください。それ以外の場合には、参加予定者の人数を記載してください。
- (9) 支出予定財源は、飲食費を支出する予定の財源や予算科目の名称を記載してください。財源や予算科目によっては、飲食費の支出を制限される場合があるので、正確に記載してください。
- (10) 支出予定金額は、当該会議等における飲食の提供に要する総額(消費税及び地方消費税並びにサービス料を含む。)を記載してください。なお、この支出予定額を参加予定者数で除して得た金額が、支出基準第4条に定める上限額を超える場合には、特別に承認を求める事項に該当しますので、留意してください。
- (11) 特別に承認を求める事項が無い場合には、「非該当」にチェック(✓)を記入してください。
- (12) 特別に承認を求める事項がある場合には、該当する項目にチェック(✓)を記入し、承認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (13) 会議の開催にあたり、関連する資料等がある場合には、添付してください。

【参考】国立大学法人京都大学が実施する会議等における飲食費支出基準(抜粋)

(飲食の提供基準)

第3条 飲食物は、会議等の進行上の理由等によりやむを得ない場合に限り簡素なものを提供できるものとする。

2 提供できる飲食物は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学内で行われる会合等における茶菓

(2) 多数の者が参加する立食パーティー(飲食物が提供される会議等であって立食形式で行われるもの)における飲食物

(3) 会議等における前2号以外の飲食物

(4) 入退室が制限される入学試験業務等における飲食物

(5) 前4号のほか教職員又は学生に係る顕彰又は表彰における飲食物

3 本学の教職員のみが参加する会議等における飲食費の支出は、前項第4号及び第5号を除き認めない。

4 酒類の提供に係る飲食費の支出は認めない。

(支出上限額)

第4条 会議等1回当たりの飲食費(消費税及び地方消費税並びにサービス料を含む。)の支出上限額は、1人当たり1万5千円とする。ただし、複数日にわたる会議等の場合は、各日の飲食費の支出上限額を、1人当たり1万5千円とする。